

當て、居らぬ、何か現實のものであるのがあるに相違ないと思はれます。毎年日を定めて見られるといふことは、出現の季節が大體一定してゐるといふ程度のことと理解すべきものであります。此を拜むために特にその日に限つて参る人達の多い山があるので、その日にだけ出現するといふやうなことが信じられることになつたりもするでせう。

次は水上に現らはれて游動する發光塊の話を、赤松宗旦の「利根川圖誌」から引きます。この書は風土誌として面白い読みものであつて、天產物、特に水産動物の記事もあちこちに見られます。私は次の印旛沼の俚稱カハボタルの記事を貴重な資料と思ひます。

俚言にカハボタルといふものあり。亡者の陰火なる由。形丸くして大さ蹴鞠の如く、光りは螢火の色に似たり。夏秋の夜あらはるゝ。雨の夜は至つて多し。水上一二尺離れていくつも出でて遊行するが如し。或は聚り或は散じ、又は高くまた低く、はしる時は矢のごとし。久雨の節は夜なく多く是を見る。

壯年の頃、印旛江の邊り、吉高にありしき頃は五月の末なりしが、朋友來りて云ひけるやう、今宵はそらもはれていと靜かなれば、慰に釣に行べしといひけるゆゑ、予も幸ひの事なりと思ひ、早速仕度とのへ二人連立ち河岸に行き、手に／＼小舟にうち乗り、江の半に至り、朋友の舟と十間ばかり隔てゝ、棹つき立て舟を繫ぎ、釣をたれて居たりけるに、最早子刻とおぼしき頃、俄かに空がき曇り朦朧として物さびしく、程なく大風吹起り雨降りいだし、誠にしんの闇となり、十間ばかりはなれ居たる朋友の舟も見えずなりぬ。こはいぶかしと思ふ内、幽かに遠き水中より一つの青き火閃々と燃えあがりぬ。是なんかの亡者のカハボタルならんと見居たるに、だん／＼とわが方に近付き來りぬ。逃げかへらんと思へども、風

つよければ、舟も動かす事もならず、衣服はぬれて戰慄するに、心をしづめ、朋友をよばんとすれど更に聲も出ず如何はせんとためらふ内、カハボタルはわがふねの舳さきに乗りたり。こはかなはじと思へどもすべきやうなく、たゞ目をとぎて一心に念佛するのみなり。暫くして雨やみ、風もと静まりぬれば、こは／＼と目を開き見るに、はやカハボタルは何處へか消えうせ、空も少し晴れて朋友の舟もとの處に居たり。このときはじめてこそをいだし、今のカハボタルを見しやと問へば、我も見たれ共おそろしさに物も云はずと答ふ。やう／＼人心地付きて早々我家にかへり來りぬ。翌朝漁師ども大勢居たる所にて、右の咄をくはしく物語せしに、獵師ども云ひけるは、其ぐらゐの事は度々のことなり。我らは一昨夜漁に出でしに、彼カハボタル我が舟に乗りたり。其時は大勢ゆゑおそろしとも思はず、舟棹を以て力に任せ打たゝきし所、碎け散りて舟一面に火となり、塗付たる如く、その腥きこと警ふべき物なし。此質油の如く、阿膠の如く、ぬる／＼ひか／＼として落ちず。みな／＼打寄りやう／＼に洗ひ落しぬと、大勢の物語なり。又其内一人の云ひけるは、四五年以前の事なるが、われ或夜投網うちに艤漕に出でし所、彼カハボタルいくつとなく出で來り、舟近くふは／＼と飛びめぐる。網とりは剛氣の男ゆゑ、此時小聲にて我にさとしければ、我もうなづきながら舟を廻らし、かのカハボタルを追ひかけます。網とりはあみを小脇に引かまへ舟の舳さきに突立あがり、手頃を見さだめこゝぞと網を投げければ、按にたがはずカハボタル一つを打かぶせぬ。其時も腥きこといはん方なく、網の中は一面に青き火となり、ぬる／＼して落ちず。いかんともすべきやうなく、手にてもみ洗ひければ、其手二三日も腥かりし故、一昨夜も大勢にて舟を洗ひしが、我々は以前にこりて居りしゆゑ、それと云はず手を付けざりしといひて大に笑ひぬ。かのカハボタルといふものを生捕りてその形質をあらはししは、印旛江の獵師なるべし。

こゝでは経験者の恐怖心があり、敘述に修飾の臭味がありますが、敘述が具體的で、ひどく腥く

て膠状のものであるらしいことが注意をひきます。本體が氣體ではなく、飛翔性の動物が考へさせられます。螢のやうな昆蟲などとは考へられません。怪異談として置くには勿體ない材料のやうです。今も印旛沼地方にこのやうな話があり、或はこのやうなものがあるか無いか、先づ其を確かめたいものです。

## 七 理窟・道理・條理

簡単な主題を扱ひながら長談義をして來ました。この邊で結びをつけます。

豊後の學者三浦梅園の話を前に出しました。その著「梅園叢書」といふ短文集に「理窟と道理の辨」と題した次の二文があります。

『理窟と道理とへだてあり。理窟はよきものにあらず。たとへば、「親羊を盜めるは親の悪しきなり。親にてもあれ、悪しきは悪しきなれば直ちに訴ふべし」といへるは理窟なり、「親羊を盜みしは惡しきながら、親惡事あればとて、子是を言ふべき様なし」とて、隠したるは道理なり。「人死しては再びかへらす。かへるべき道あらば、歎きても歎くべし。かへらぬ道なれば歎きても益なし」といへるは理窟なり。「人死して再びかへらす。かへるべき道あらば、歎かずともあらべけれど、かへらぬ道こそ悲しけれ」など歎くは道理なり。』

同じ「梅園叢書」に「誠といふの説」といふのがあつて、其には『一匁の水を海に入れて、海の水増したりといはんは愚なり。増さずといふは妄なり』とあります。

梅園は、まことに適切な言葉で、この結びで私の言はんとするところを言つて呉れて居ります。

私はこれまでたゞ理といつて來ました。理には理窟と道理があります。梅園はこの違ひを説ききかせてゐます。

萬人が科學的態度といふべきものを執つたならば、さぞや社會は理窟張つた、圓味のない、情趣を缺いたものになつてしまふであらう、といふ批判がされるであります。若しも科學的態度といふものが理窟の一本槍で押して行くことといふのであれば、左様でもあります。しかし理窟は理窟、道理は道理として立てて行くのが、私のいはんとする科學的態度なのです。理窟はいろいろに附けることが出来ます。しかしそこにはまた道理がある筈です。道理を辨じないやうなのは科學的態度といはるべきものであります。梅園の文で、親が羊を盗んだといふ場合は、これだけでは物足りなく感じます。訴へないことが子としての道理であるとだけはいはれますまい。父親の性格、盜んだ前後の事情など、さまざまの條件が吟味されねばならぬであります。

梅園の海水の例は、私の合理的性、限界的といふことをよく説いてくれてゐます。此には人により、その場合によつて差別があり、甲に於て合理的なことが、乙に於て合理的でないことがあります。合理的といふことの限界が、人により場合によつてそれぞれ適當に考へらるべきであるといふことです。その限界を辨へぬことを、梅園は愚といふ言葉で表らはしてゐるのです。理科の教室で教師が生徒に向つて、茶碗の水一杯を海に注いでも海水は増さぬといつたならば、その人とその場

合の點で合理的ではありません。即ち梅園のいふ妄です。子供が二人舟にのつて海の上に出たとします。そして甲が海中に放尿して、海水が増したぞといふ。乙は増すものかといふ。この際には、増す増さぬといふことは、此等の子供達にとつての限界に於て、問題ではないのです。増したといつてもよい、増さぬといつてもよいのです。

屁理窟といふ言葉があります。屁理窟でも理が通つてゐれば理窟です。一般に理窟といはれるものには大なり小なり屁理窟の臭味があります。屁は人間の生理的な生産物ですが、病理的なものもある。屁理窟も亦同様です。屁には無臭なものもあり、愛嬌のある場合もあります。屁理窟でも同様です。屁理窟の屁は空虚といふ意味でせうが、この言葉には面白味があります。

二三十年前頃までは、三百代言といふ言葉がありました。人をさしてもいひ、形容にも用ひられ、略して三百ともいひました。代言は代言人で、辯護士の舊名で、法廷で原告被告の代言をするといふ意味です。三百は三百文で低値、やくざの意です。三百代言といふ不愉快なものとの内容はこれ以上に説明を要しますまい。三百代言といふ言葉はなくなりましたが、この種の職業者は増しても減じてはゐないでせう。これも亦今はなくなりましたが、法律書生といふのが、法律の字句を用ひて屁理窟をこねるのが澤山ゐました。

理窟が持出されることが多いのが、法律關係に於て著しいやうです。三百代言が存在した所以です。電氣を盜用した犯罪が有罪になるまでに大審院まで行つた事件が有名です。其は當時の民法第八五條に「物トハ有體物ヲ謂フ」とあつて、電流が有體ではないから物でない、従つて竊盜罪にならぬといふのが原判決の理由であつたのです。大審院では、「電流ハ有體物ニアラザルモ、五官ノ作用ニ依リテ其存在ヲ認識スルコトヲ得ベキモノニシテ、之ヲ容器ニ收容シテ獨立ノ存在ヲ有セシムルコトヲ得ルハ勿論、容器ニ蓄積シテ之ヲ所持シ、一ノ場所ヨリ他ノ場所ニ移轉スル等、人力ヲ以テ任意ニ支配スルコトヲ得ベク、可動性ト管理可能性トヲ併有スルヲ以テ、優ニ竊盜罪ノ成立ニ必要ナル竊取ノ要件ヲ充タスコトヲ得ベシ」といふ判決をしたのが、名判決とされてゐる由です。電流を盜用して竊盜でないといふ理窟が破られたのが大審院の名判決だといふことは、如何にも意外なことです。然も此が昔のことではありません。明治三十六年五月です。

法律に關する考も變つて來、裁判も變つて來たやうであるのは氣持のよいことです。しかしながらまだ私などには解せない三百代言的理窟が行なはれてゐるやうです。共産黨に關する事件の廣島控訴院の判決文に、アヂブロ、フラクション、オルグなどいふ文字が使用してあつて、裁判所構成法第一一八條に「其ノ審問ノ公正記録ハ日本語ヲ以テ作ル」とある、その日本語といふに該當しないが故に、該判決は破毀さるべきであると主張して上告しました。大審院では、言語、新造語、日本

語化、正確な熟語の現出する時機に到來すべき事などを説明した上で、「裁判所構成法ノ要求スル日本語トハ必ズシモ粹純固有ノ日本語ニ限ルノ意味ニアラザルヲ以テ」といふので上告を棄却しました。此はあまり舊くない昭和九年十月のことです。

某將軍が某實業家から金を借りて、借用書を渡しました。實業家は返金よりもその借用書がほしくなりました。そこで法律を利用して、返金には及ばぬといつて、其を受取らず、借用書は返さないといふ手段をとりました。將軍としては面目上借金證文は是非とも取返さねばすみません。將軍が是非取返したいものを、返さないで持つてゐることが實業家の目的で、その方法を法律的に考へてゐるのです。憤慨した將軍は辯護士に相談したところ、免除によつて債務は民法上既に消滅してゐるのだから、如何とも仕方がないといふ鑑定であつた、といふのです。民法上では、借金を取立てるのは債權者の権利であつて、從つて其を放棄するの勝手なのであるさうです。

英吉利に「善きローヤーは悪い隣人」といふ諺言があるといひます。こゝでローヤーといふのは辯護士で、吾々が俗にいふ法律屋といふに當るのでせう。善き（グード）といふのは、性格や學識の善良で秀でたといふ意味ではなく、運用、利用の達者などといふこと、悪い（バッド）は厄介な、迷惑などいふことでせう。何事にも法律を持出して、自利を計り、自意を通して、自分に都合のよいことをする、まことに始末の悪い話をしばしば見聞します。隣人だけでなく隣人がそのやうな者

を依頼して來ます。條文を種にして積極的に横領のやうなことも出來、また現に其がされてゐます。道義を無視し、義務を考へず、無理に権利行使する輩も横行してゐます。戦災後、終戦時にこの種の悪徳行爲がどれだけ行なはれてゐるでせうか。

法律の起原、進化といふことは學的には簡単でない問題でせうが、法律は人間の社會生活が作らせたもので、作られた法律を引續いて人間生活が變更させて行くものといつてよいと思はれます。變更されるのは人間生活の自然的な複雑化といふこともありますが、法の隙間をむぐり、法の穴をほじくり出して、理窟をつけて利を計る人間がさせることでもあるのです。

明治八年太政官布告第一〇三號の裁判事務心得の第三條といふのが、時々持出されるを見ますが、まことに結構なのです。其は、「民事ノ裁判ニ成文ナキモノハ習慣ニヨリ、習慣ナキモノハ條理ヲ推考シテ裁判スベシ」といふのです。

こゝに條理といふ言葉があつて、も一つ適切な言葉を得ることになります。條理といふのは、理が通るといふ意味であらうと思ひます。裁判で「何々の筋合」といふ文字が用ひられた由ですが、此も同じ意味であります。道理は一本筋のものではなく、複合的なものと思はれます。理窟の集合してゐるところに、其等に通ずる道理といふものがあると考へてよいものと思ふのです。

私はイロハ骨牌の文句に深い興味をもつてゐます。あの文句のなかには、人生に於ける道理を適

切にいつてゐるものが多くあります。「犬も歩るけば棒に當る」「屁をひつて尻つぼめ」「盜人のひるね」「かつたるのかさうらみ」「よしのするから天井のぞく」「月夜に釜をぬかれる」等、何れも人間生活の眞實をいつてゐます。そのなかに「無理がとほつて道理ひつこむ」といふのがあります。いろいろに解かれるであります。此が現時の様相を表現してゐるやうにも解かれます。無理を通す人間は強力に頑張ります。頑張らねば無理は通りません。そして泥棒にも三分の理といはれます。無理を理窟にして頑張ります。そのやうな世間では、道理は引込まれてしまひます。

諸君。いまの世相をどういふやうにお考になつて居られますか。

15403

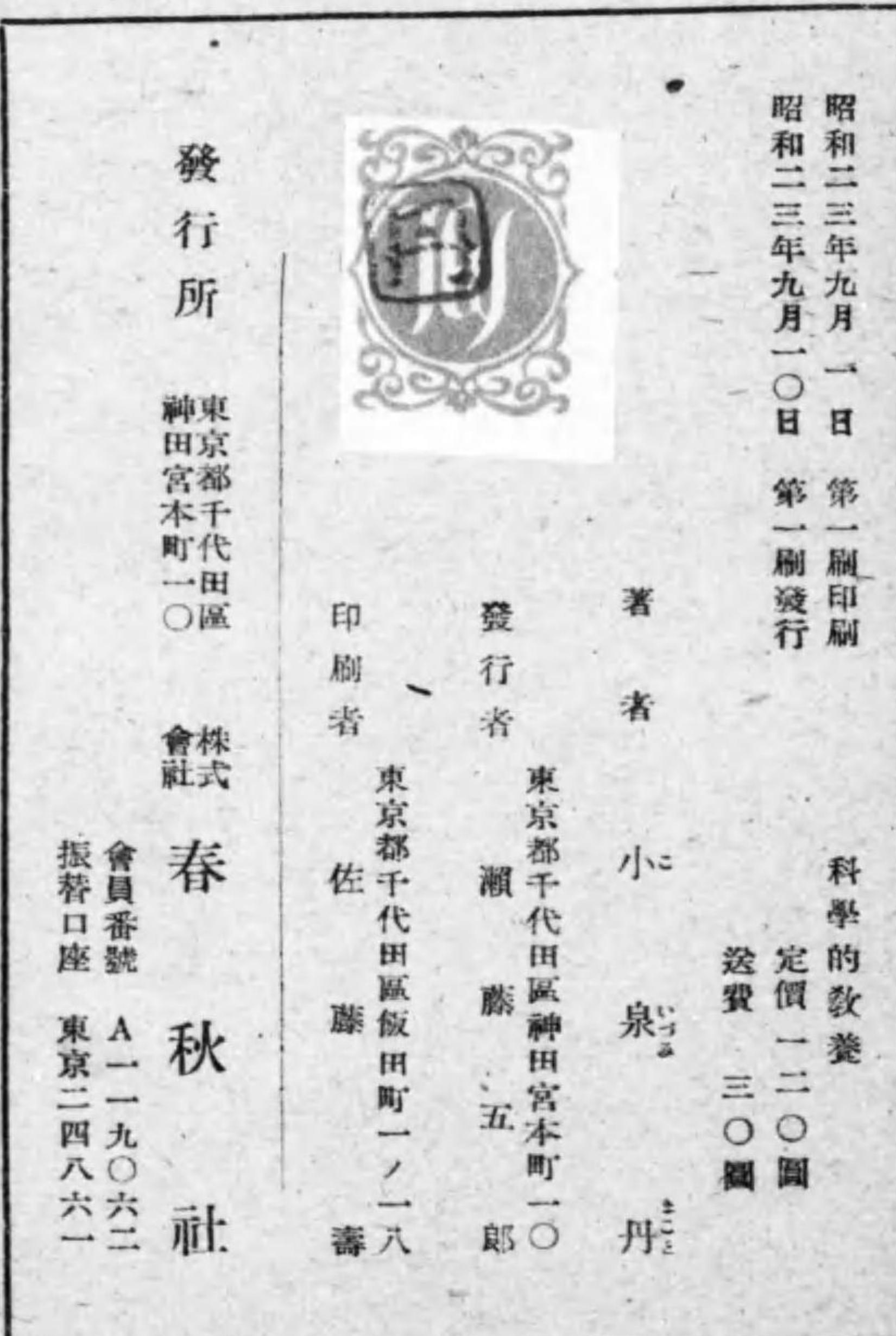
著者略歴

明治十五年生。

理學博士、醫學博士。

現在慶大醫學部教授。

著書、常識の科學性、人間生物學の課題、其他。



(河手印刷・製本)

年

月

日

11.12

11.13

11.14

11.15

11.16

11.17

11.18

11.19

11.20

11.19

11.20

11.21

11.20

11.21

11.22

11.21

11.22

11.23

11.22

11.23

11.24

11.23

11.24

11.25

11.24

11.25

11.26

11.25

11.26

11.27

11.26

11.27

11.28

11.27

11.28

11.29

昭和廿多年 合月廿七日



終

